

(会合同)

有効期間	令和13年3月31日まで
------	--------------

令和2年11月16日

関係各部長
関係各所属長 殿

警察本部長

道路使用許可の申請手数料を免除とする対象について（通達）

道路使用許可の申請手数料の免除対象については、三重県警察関係手数料条例に規定する手数料の減免に関する規則（平成12年3月31日三重県公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び「道路使用許可の申請手数料を免除とする対象について」（一般通達・平成30年11月17日規発第1057号（会合同）。以下「旧通達」という。）により運用されているところであるが、引き続き、当該免除対象の具体的な要件等を下記のとおりとするので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

- 1 規則第1条第1号に規定する国又は地方公共団体が公益目的のため直接道路を使用する場合
 - (1) 「国」とは、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条に規定する行政機関及びその出先機関をいう。
 - (2) 「地方公共団体」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3の規定による都道府県及び市町村（普通地方公共団体）と地方公共団体の組合及び財産区（特別地方公共団体）をいい、さらに、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に規定する地方公営企業を含むものとする。
 - (3) 行為の内容は、国又は地方公共団体が公益目的のため直接道路を使用する場合とし、請負人等の第三者に委託してその事業を行う場合又は競馬、自転車競走、モーターボート競走等において収益事業の宣伝等を行う場合は免除の対象とはならない。
- 2 規則第1条第2号に規定する学校が教育目的のため道路を使用する場合
 - (1) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とし、公立私立を問わないが、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校は除く。
 - (2) 申請に際しては、学校長、学長又は園長名のものに限り、免除とする。

- (3) 中学校体育連盟、高等学校体育連盟等が主催するマラソン、駅伝等は、中高生の体育及びスポーツの振興発展に寄与することを目的として中学校、高等学校等が加盟又は構成した連合組織であることから、本規定を適用し免除とする。
- (4) 学生、生徒又は園児募集の宣伝行為、創立記念行事、学園祭PR等は教育目的とは認められないので、免除の対象とはならない。
- 3 規則第1条第3号に規定する日本赤十字社がその設立目的のため道路を使用する場合
日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)第27条に規定する業務を遂行するために道路を使用する場合
- 4 規則第1条第4号に規定する公益上その他特別の事由により手数料を免除することが適当であると認める場合
 - (1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人が、その設立目的を達成するために行う社会貢献活動を行う場合
この法律に規定する法人であっても、別紙に掲げる活動以外の活動については、免除の対象とはならない。
 - (2) 防犯、防災、交通安全等を目的とする社団法人若しくは財団法人又はこれに準ずる団体(公益社団法人三重県防犯協会連合会、一般財団法人三重県交通安全協会、地区防犯協会、三重県消防協会等)が、その設立目的に基づいて活動を行う場合
 - (3) 社会奉仕を目的として道路及びその付属物、道路標識等の交通安全施設、公園等の公共施設の清掃、美化等の活動を行う場合及びその広報・啓発の活動を行う場合
申請者は特定しないが、営利又は売名を目的とする活動は社会奉仕に当たらないものとする。
 - (4) 公益性の高い広報・啓発活動を行う場合
公益性の高い広報・啓発活動とは、交通安全等の公共の安全を目的とした活動、少年の健全育成に資する活動等をいう。
申請者は特定しないが、営利又は売名を目的とする活動を除く。
 - (5) 公益性の高い募金活動を行う場合
公益性の高い募金活動とは、赤い羽根募金、ユニセフ募金、歳末助け合い運動、緑の募金、大規模災害の発生時に被災者の救護等を目的とした募金活動をいう。
身体障害者、交通遺児等の特定の個人救済のための募金活動を除く。
 - (6) 地区消防団、自治会等が行う防災、防火等の訓練を行う場合
 - (7) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設が保育上の行事のため道路を使用する場合

別紙

特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）別表（第２条関係）

1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救援活動
9	地域安全活動
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

三重県特定非営利活動促進法施行条例（平成１０年三重県条例第４３号）第２７条（別表第二十号の条例で定める活動）

1	地域防災活動
2	障がい者の自立と共生社会（障がいのある人となない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動
3	多文化共生社会（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係の下で地域社会の構成員として安心して共に生きる社会をいう。）づくりの推進を図る活動